

《資 料》

「農事調査書」にみる福井県農業の地域的状況

神 立 春 樹

目 次

- 1 福井県農業の特質
- 2 明治初期の統計資料
- 3 「農事調査書」における福井県農業の状況
- 4 「農事調査書」における福井県農業の地域的状況
- 5 「農事調査書」における農民生活の地域的状況

1 福井県農業の特質

福井県農業についての一解説書は、今日の福井県は農業と繊維工業が基幹産業であるとしたうえで、この農業について、積雪と水田が低温であることから土地利用が進まず、典型的な水田単作経営となっている、農家1戸あたりの経営面積は小さく、また、専業農家も少なく労働力の流出が著しいという状況にある、としている。⁽¹⁾ また、大正初期の福井県の一文書は、福井県の農業は「米が唯一無二ノ重要農産物」であるが、農家の1戸あたりの平均耕地段別は8反2畝歩で全国的にみて狭小であること、二毛作は全水田面積の1割2歩で不振であること、そして自作農が多く、また地主・小作者の関係は円満で永小作が多いこと（ここでいう永小作とは永小作権が設定されたものでなく、耕作権が安定していることをいう）、をその特徴としていると記している。⁽²⁾ 1919（大正8）年についてみると、1戸あたりの平均耕地段別は8反8畝で、石川県の9反9畝、富山県の1町1反8畝、新潟県の1町2反

5 畝という他の北陸諸県のそれに及ばないのみでなく、全国平均の 9 反 9 畝を下回っている。水田単作地帯にあるものとしては著しく狭小といわざるを得ない。田小作地率は 53.0% で、石川県の 57.5% とともに、富山県の 43.0%、新潟県の 39.5% を大きく上回り、全国の 48.5% を凌駕しているが、他方、50 町歩以上の地主数は 13 に過ぎず、新潟県の 273 はいうまでもなく、石川県の 41、富山県の 56 をも大きく下回っているのであって、地主・小作関係の展開はみられるものの、大地主の少ない地域となっているのである。⁽³⁾ すでにこの時期には、福井市のみならず福井平野部をはじめとする農村部に織物生産が展開しているわが国有数の織物生産県となっていることはいうまでもない。⁽⁴⁾ このように、戦前・戦後を通じて、福井県の農業は、水田単作農業であり、零細農家によって生産が担われているのであるが、ここの農業の再生産が、北陸もまたそうであろう東北型の「再生産が農村内で営まれ」⁽⁵⁾ ののではなく、在村工業との関連において営まれたともいうべきものなのである。

さて、このような福井県農業であるが、その地域性については、福井県は一般的に敦賀郡を除く旧越前の嶺北と旧若狭に敦賀郡を加えた嶺南に区分されるのに対応して、早くから嶺北農業地帯と嶺南農業地帯という地帯区分がなされてきている。前者は、そこに平坦平野部が集中し、そこでは経営規模が相対的に大きいものに対して、後者は耕地が狭小で、経営規模も小さい、とされている。⁽⁶⁾ なお今日は、立地条件や社会経済的条件などを考慮して、福井県農業を坂井丘陵砂丘農業地域、嶺北平坦農業地域、奥越盆地農業地域、嶺中山間農業地域、嶺南農業地域とする地域区分が試みられているが、主としてこれまで嶺北農業地帯として一括せられてきたものの今日の状況に応じた細区分が行われ、嶺南を加えた 5 地域となっているのである。

2 明治初期の統計資料

さて、このような構造的特徴と地域的構成をもつに至る福井県農業の近代

的展開の始点である明治初期の農業の状況を知り得るものとしては、まず、『明治七年府県物産表』⁽⁸⁾と『明治十年全国農産表』⁽⁹⁾をあげることができる。前者は、当時の府県ごとに、農林水産物とともに工産物、鉱産物のほか狩猟の捕獲物、山野に自生する植物の採集物までのおよそあらゆる生産・獲得物について、収量と価格を把握したものであって、この福井県については当時の敦賀県として全生産額が把握されている。これによってこの時点での福井県の物産状況とその構成を知り得るのであるが、これは生産数量とともに価格をも記す貴重なものである。しかし生産条件を知ることはできない。それに、ここでは旧越前と旧若狭が敦賀県として一括されているので、嶺北、嶺南にほぼ対応させることのできる旧国別にみることはできない。後者、『明治十年全国農産表』は、旧国別に、普通農産物については反別、数量、対前年比増減、価額が示されているほか、郡別として、普通農産物については反別、数量、単価が、特有農産物については数量と単価が記されている。この福井県については、旧越前と旧若狭ごとの把握となっているので地域的考察を行なうことができることになっている。しかし普通農産物についての反別欄が無記入であり、したがって作付面積からみた農産物構成や反当収量ということからの生産力把握、生産条件の検討を行なうことはできない。

この「全国農産表」については、1881（明治14）年設置の農商務省の1883（明治16）年12月「農商務通信規則」によって全国的に農業生産把握が行なわれていく。そこでは、農家・農業者、自作人・小作人、自小作地別反別、作付・不作付別反別、主要農産物の反別・収穫高、畜産頭数などの調査が行われる、その結果が1883（明治16）年度分を第1次とする「農商務統計表」に掲載されていく。また、各府県の状況が、「農事通信手続ニ依り農商務省へ報告スル事実ヲ記入ス」べきものとされる「府県統計書様式」にもとづく各府県の「府県統計書」に記載されることになっているのである。⁽¹⁰⁾しかし全国的調査結果を記載する「農商務統計表」においては、わずかに第一次において、主要農産物の反別・収穫、主要家畜の飼養頭数等とともに、作付地

反別，自作地・小作地，農作人（専業・兼業別），自作主・小作主（自作・自小作・小作）の記載があるほかは，いずれの年度分にも後者はなく，したがって当時の農業生産をめぐる社会的状況の把握をこの時期の「農商務統計表」にもとづくことには限界がある。それらは各府県で刊行されている「府県統計書」によって補い得ることが少なくないであろう。

この福井県の場合について明治20年代半ばまでについてみると、「福井県統計書」，「福井県治一斑」，「福井県勸業年報」が刊行されていて，これらに農業生産の状況が把握されているのである。まず，主要農産物についての反別，生産高のほか，農家戸数（専業・兼業別）・農業者（専業・兼業別）—1883・84・85・1891年分，自作人・小作人—1883・84・85・88・89・1891年分が郡別に記されている。このほかに土地質入・書入が1882～85年間について郡別記載があって，この間の土地移動の状況を窺知し得るとともに，全県一括であるが地租収納額等級別人員（1886～89年），貴族院多額納税議員互選人（1889年）などによって土地所有・集積状況を知ることができるのである。このほかに，現住人口・本籍人口・出入寄留・現在人員職業構成（1883年），職業別戸数・人口（1888年）が郡別にあつて，この時期の一般的状況と職業の位置を窺知し得る手がかりとなるのである。このように，「福井県統計書」類によって，この時期の福井県農業の状況を把握することが可能となるのである。

しかしこの「府県統計書」はその記載項目が各県によってさまざまであるとともに，その刊行自体が必ずしもなされておらず，これによって「農商務統計表」を補うことは必ずしもできず，ましてやこれによって網羅的把握はなし得ない。このような史料の状況を考えるとき，この1888（明治21）年の「農事調査書」は，きわめて貴重なものとなる。

この「農事調査」は，農業を中心とした生産，流通，土地所有，地主小作関係，農業労働力，施肥状況などの多面的な統計や調査員の現況報告を記すもので，⁽¹¹⁾ 実証主義的に把握されたものである。農商務省農務局第一課『農事

調査表 卷ノ一』(1892年 東京書肆)『農事調査表 卷ノ二』(1893年)は、北海道、愛知、和歌山、香川、高知、熊本、鹿児島、それに沖縄を除く3府36県別に記載したものである。「卷ノ一」は、土地、戸口、公費、農家収入負担負債、物産収入(農産・水産・工産)、重要物産のあとに、農産物を作目別・種類別に数量・価額・単価を記載し、「卷ノ二」は、農作物の作目別の1反当り収量、施肥量、人夫、播種・挿秧・収穫期、製糸・養蚕などの収支計算、牛馬などの頭数、出生・斃死などを記載している。

このようにこの1888(明治21)年の「農事調査書」は、全国「農事調査表」はわが国全体についてを、主として府県単位で知ることのできるものである。そして府県「農事調査書」は各府県の農業の状況を郡単位で知ることができるという重要な史料なのである。この福井県の場合もまさしくそうである。

この福井県の『農事調査書』は、農業生産に関する基本的事項についての統計的把握が多くの場合郡市別に行われているとともに、さまざまな事項についての状況が記載されていて、この時期の農業・農村・農民をめぐる諸事情を知るうえでの多様な検討を可能とするものとなっているのである。ことに、「農商務統計表」の記載も明治20年代前半はことに簡略であり、また、各府県の「府県統計書」も明治20年代は刊行されない場合が少なくないという状況のもとでは、この「農事調査」の史料的価値はいっそうたかくなるのである。後年の農会の「農事調査」において把握されるいくつかの項目をふくむものとして、この「農事調査」と農会「農事調査」の間の推移を検討する重要な資料を提供するものとして活用されてきたことは周知のところである。

以下、この「農事調査」によって、明治前期の福井県農業の特徴とその地域的構成の状況を一瞥したい。

3 「農事調査書」における福井県農業の状況

さて、この『福井県農事調査書』による福井県農業の状況の把握ということであるが、その観点と方法は多様であろう。ここでは、先にみた後年の福井県農業の構造的特質と地域的構成ということから、この時期の福井県農業の状況を概観していきたい。

まず、第1表で福井県の物産構成をみる。この1888年の「農事調査」は、全国の「農事調査表」には農産額のみではなく、水産額、そして工産額が、府県単位で記載されている。府県別の物産額が明らかになるのは、農水産額については『第34次農商務省統計表』における1917年以降、工業生産額については1909年から5年ごとの「工場統計表」によってであり、したがって1919年には農水産額・工産額の把握ができるのである。それ以前ではこの1888年の「農事調査」によるのが現行府県単位では唯一である。この福井県の特徴をみていくにあたっては、他の北陸諸県との対比のうちにていく。福井県の物産構成は農産63.4%、水産3.4%、工産33.2%で、全国の農産

第1表 北陸諸県の物産

	物 産 額			合計
	農産	水産	工産	
	円	円	円	円
福 井	4,036,610	215,614	2,113,903	6,366,127
	63.4	3.4	33.2	100.0
石 川	5,763,491	390,563	2,637,280	8,791,332
	65.6	4.4	30.0	100.0
富 山	6,180,131	357,469	1,495,787	8,033,387
	76.9	4.4	18.6	100.0
新 潟	13,175,083	581,453	273,458	16,353,732
	79.9	3.5	16.6	100.0
全 国	307,633,846	16,663,422	135,768,696	460,065,965
	66.9	3.6	29.5	100.0

- 註 1) 『農事調査表 巻ノ1』より作成。
2) 原史料における農産中の生糸は工産に移した。

66.9%、水産3.6%、工産29.5%と比較して、農産は小さく、工産は大きい。他の北陸諸県のうち、石川県が福井県と同様の傾向にあるが、農産の下回り方は小さく、工産の上回り方も小さい。富山県、新潟県は農産は全国を大きく上回り、工産は全国を大きく下回っている。北陸諸県は物産構成という点でいうと、福井・石川と富山・新潟とは大きく異なる。

この「農事調査」では生糸は農産としているが、これを工産として上記を算出している。これ以外の工産物については、重要物産欄に、織物・製紙・漆器・油・打物・縄・苧が記載されているが、この福井県に限らず、この欄は物産名だけで産額の記載はない。農産物欄に唯一記載されている生糸は15万1148円であるが、これは全物産額の2.4%、工産中の7.1%である。筆頭にあげられている織物は、「農商務統計表」でみると81万0846円⁽¹²⁾である。これは「農事調査」の全物産額中の27%にあたり、また工産中の38.4%にあたる。全国織物中の3.0%、39府県中の11位であり、すでに一定の大きさではあるが、後年の比ではない。

農産物では、米が農産の61.0%を占め、全国の51.0%をはるかに上回る

1888（明治21）年

全国中のウェイト				人 口	県民1人あたり物産額
農産	水産	工産	合計		
%	%	%	%	人	円
1.37	1.29	1.29	1.38	603,500	9.872
1.87	2.34	1.94	1.91	762,958	11.523
2.01	2.14	1.10	1.75	747,019	10.754
4.28	3.49	2.02	3.59	1,670,738	10.549
100.0	100.0	100.0	100.0	34,400,942	13.503

が、しかし他の北陸諸県と比較すると小さい。米の全物産中のウェイトは38.7%で全国の34.1%を上回るが、他の北陸諸県よりははるかに小さい。米が最大の物産であるが、それは他の北陸諸県と比較すると小さく、米以外への依拠は大きいといわざるを得ない。

県民1人あたりの物産額は、全国13円50銭3厘のとき、福井県は9円87銭2厘である。他の北陸諸県も全国平均より小さいが、福井県はこのほか小さい。そのウェイトの小さい農産において、福井県は6円68銭9厘で、全国8円94千3厘より小さい。他の北陸諸県も同様に全国平均より小さいが、しかし、この福井県が最も小さい。そのウェイトが全国より大きい工産のそれは他の北陸諸県よりは大きいものの全国平均3円94銭7厘より小さい3円50銭3厘である。農家率は全国を下回っているが、これは石川県と富山県が同様である。

以上から、福井県は工産の展開があるとはいえなお十分ではなく、農業基盤が相対的に弱いことによって物産は全体として小さいという状況にあったといえる。

第2表は他の北陸諸県との比較のうちに福井県の農業経営構造を示すものである。耕地中の水田率は北陸4県いずれも全国より大きいが、ことに福井県は富山県とともに全国平均よりもはるかに大きい。1戸あたりの耕地面積、1人あたり耕地面積は石川県とともに、他の北陸諸県よりはるかに小

第2表 北陸諸県の農業経営構造

1888(明治21)年

	農家率	水田率	耕地 利用率	耕地1戸あたり		耕地1人あたり		経営面積別戸数割合		
				耕地面積	耕作面積	耕地面積	耕作面積	1.5町 歩以上	8反歩 以上	8反歩 未満
	%	%	%	町反畝歩	町反畝歩	反畝歩	反畝歩	%	%	%
福井県	63.4	77.0	121.9	7.4.22	9.3.1	1.4.11	1.7.26	9	31	60
石川県	64.6	69.5	120.0	7.8.10	9.8.4	1.4.27	1.8.20	16	26	58
富山県	60.6	80.9	102.0	1.0.5.28	1.1.3.39	2.0.3	2.1.19	13	28	59
新潟県	70.3	68.0	100.3	1.1.9.0	1.2.0.0	2.2.0	2.2.0	25	41	34
全 国	66.1	57.7	132.5	9.8.22	1.3.5.28	1.8.7	2.5.9	15	30	59

註 1) 『農事調査表 巻ノ1』より作成。

いのみでなく、全国より小さくなっている。この耕地の利用率も同じく石川県とともに他の北陸諸県よりは大きい、全国平均には及ばず、したがって1戸あたり・1人あたり耕作面積は耕地面積より全国平均の下回り方は小さいにもかかわらず、他の北陸諸県、全国をともに下回っているのである。経営面積別では、1.5町歩以上のウェイトが他の北陸諸県、全国に比して大きく下回っており、他方、8反歩未満のウェイトは他を上回っているのである。先にみた経営規模の零細性という後年の福井県の特徴はこの時点でも明確である。

そして1人あたり耕地面積の小さいことは豊富な余剰労働力の存在を予想させるものである。

第3表は地主制の展開に関わるものである。まずこの頃の自作地率についてであるが、1887（明治20）年の福井県の自作地率は40.4%であって、全国の38.9%を上回っていて、すでに地主・自作関係の展開が一定程度みられたことを示唆するのであるが、石川県の40.6%はわずかにではあるが、富山県の59.6%、新潟県の51.5%は大きく上回っていて、他の北陸諸県より小さいといえる。自作別農家構成においても自作農比率は全国を上回っているとはいえ他の北陸諸県よりはるかに小さく、他方、自作農比率は他の北陸諸県

第3表 北陸諸県の自作別農家構成・土地所有状況 1888（明治21）年

	自作別農家構成			耕地所有戸数 (地主数)	所有規模別構成			耕作・不耕作別	
	自作	自作	自作		10町歩以上	2町歩以上	2町歩未満	耕作地	不耕作地
	%	%	%	人	%	%	%	%	%
福井県	34.1	43.0	22.9	67,930	0.40	10.2	89.4	91.3	8.7
石川県	30.8	42.5	26.8	94,472	0.54	9.5	90.1	75.0	25.0
富山県	18.4	50.4	31.2	81,571	1.6	17.6	80.7	76.9	23.1
新潟県	21.9	45.0	33.1	175,036	1.7	19.0	79.3	77.9	22.1
全 国	33.3	45.1	21.5	3,974,471	1.0	11.7	87.3	87.5	12.5

註 1) 『農事調査表 巻ノ1』より作成。

2) 耕作・不耕作別は、自作農+自作農=耕作地主、耕地所有戸数(地主数) - 耕作地主=不耕作地主として算出。

をはるかに上回っているのであって、小作農化の進展はむしろ微弱であるといえよう。後年の書は自作農が多いとしていたことはすでにみたところであるが、少なくとも自作農に関する限り、この時点でも同様といえよう。

耕地所有者（地主）を規模別にみると、10町歩以上は0.4%であって、全国の1.0%の半分にも達しない小ささである。他方、2町歩未満は89.4%であって、これは全国の87.3%を上回る大きさである。小土地所有が卓越しているところである。他の北陸諸県のうち、石川県は福井県と類似しているが、富山県と新潟県はこれと対照的に10町歩以上は大きく、2町歩以下は小さく、これによりこの福井県が石川県とともに小地主卓越であることはいっそう明確となる。耕地所有者（地主）を、耕作するものと、耕作しないものにわけると、福井県は前者は91.3%で他の北陸諸県の70%台を大きく上回るのみでなく、全国の87.5%を上回っている。他方、不耕作地主のウェイトはわずかに8.7%で、他の北陸諸県の20%台、全国の12.5%と比してきわめて小さいものとなっている。なお、貴族院多額納税議員互選人名簿による上位15人の耕地所有状況を見ると、各県の最上位は福井県は98.5町歩で、これを石川県の140.4町歩、富山県の292.4町歩、新潟県の1828.3町歩と比較すると格段に小さい。他方、上位15人の最下位は福井県は40.7町歩であるが、これは滋賀県につぐ小ささである⁽¹⁴⁾。福井県の地主の規模は相対的に小さいのである。後年の福井県の地主制の構造的特徴はこの時点でほぼ形成されていたといえよう。

4 「農事調査書」における福井県農業の地域的状況

以上、福井県の産業構成の特徴、農業の構造的特徴についてみたが、つぎに福井県農業の地域的構成について検討したい。『福井県農事調査書』の各郡状況の検討を行なっていくこととなる。

第4表は郡別の農業経営構造を示すものである。農家率は全県72.2%であ

るが、旧国別では若狭が高く、地帯別では嶺南が若狭よりさらに高くなる。水田率も若狭、あるいは嶺南が高い。耕地の利用率も同様に若狭、あるいは嶺南が高い。1戸あたりの耕地面積は、旧国別では越前が7反6畝17歩、若狭が6反6畝26歩で、越前が約1反歩というかなり大きな差があり、地帯別では嶺北が7反6畝7歩、嶺南が6反9畝18歩で、嶺北が7畝歩ほど大きい。しかし1戸あたりの耕作面積は越前は若狭より大きい、両者の差は小さく、嶺南北では嶺北より嶺南が大きい。この耕作面積にみる嶺南の大きさは耕地利用率の嶺南の大きさによる。1人あたりの耕地面積、耕作面積における地域的狀況も1戸あたりと同様である。

農産額についてみると、まず、農産額中の米産額の割合は全県77.0%であるが、国別には越前76.6%、若狭79.4%、地帯別には嶺北76.0%、嶺南81.4%であって、若狭、あるいは嶺南が高く、稲作への依存は大きい。1戸あたりは全県48円50銭4厘であるが、越前は48円64銭7厘、若狭は47円76銭9厘で、越前が大きい。越前と若狭の差は小さく、地帯別では嶺北48円30銭4厘、嶺南49円35銭4厘で、嶺南が大きい。1人あたりでは、国別では若狭が越前よりも、地帯別では嶺南が嶺北よりも大きい。

以上のことから、地帯別には嶺南は大きな平野が開けておらず、山間の狭小な地域で耕地面積は小さいが、耕地利用を積極的に行ない、農業に勤しんでいるといえるであろう。農業技術的にも、たとえば耕耘について、「人耕牛馬耕ノ割合 田ヲ墾起シ若シクハ耙耕スルニ牛馬ヲ使用スルハ、越前国ニ於テハ大野郡尤モ盛ニシテ、全郡拳テ用ヒサルコトナシト云フモ不可ナルヘシ。其他ノ諸郡ハ専ラ人力ニヨリ耙耕シ、牛馬耕ヲナスモノハ僅ニ山間ノ一部落ニ過キス。其割合凡ソ一分位ナリ。若狭国ハ平地ノ干田ニ在テハ拳テ牛馬ヲ用ヒテ耙耕ヲナス。其割合凡ソ六分ナリ。又畑ニ至リテハ未タ牛馬耕ヲ施スモノナシ」(27丁)とあって、若狭において牛馬耕が普及していることを記している。

農業の展開の地域的差異を検討することの一つとして肥料の状況をみる。

第4表 福井県郡別農業経営構造

	農 家		耕 地		地 耕地利 用率	農 農産収入
	農家数	農家率	耕地面積	水田率		
	戸	%	町反畝歩	%	%	円銭厘
福井市	631	7.1	74.4.9.10	9.3	171.2	24.03.6
足羽郡	6,144	87.8	5,404.2.0.21	81.2	116.2	362.27.3
吉田郡	6,269	84.2	5,489.2.5.22	81.7	128.1	323.54.1
坂井郡	15,838	77.1	13,786.6.4.15	70.9	135.4	644.97.4
大野郡	11,951	79.5	9,417.9.1.9	67.4	125.7	582.75.9
南條郡	5,032	57.9	3,222.9.3.13	88.5	119.2	232.22.0
今立郡	9,041	74.4	6,271.1.6.15	83.5	108.5	570.31.7
丹生郡	11,193	91.9	6,709.3.6.13	77.2	108.6	451.51.3
敦賀郡	3,455	58.3	2,874.2.3.2	87.8	119.2	192.02.8
三方郡	4,093	98.4	2,670.7.8.24	78.3	147.6	221.50.9
遠敷郡	6,646	68.8	4,146.7.0.14	83.0	131.2	296.39.6
大飯郡	2,832	81.4	2,159.0.5.28	74.1	143.1	130.29.1
全 県	115,124	72.2	62,226.6.8.0	77.0	124.3	4,031.87.4
旧 越前	97,824	71.1	53,250.1.2.24	76.6	121.8	3,383.59.7
旧 若狭	17,300	78.4	8,976.5.5.6	79.4	138.9	648.27.7
地 嶺北	91,895	71.9	50,375.8.9.22	76.0	121.9	3,191.56.9
帯 嶺南	23,229	73.3	11,850.7.8.8	81.4	134.1	840.30.5

註 1) 『〔福井県〕農事調査書』より作成。

2) 越前は福井市より敦賀郡まで、若狭国は三方・遠敷・大飯の3郡、嶺北は敦賀

福井市 〈記載事項なし〉

足羽郡・吉田郡

両郡ハ福井市ニ接続セルヲ以テ近傍村落ハ人糞ノ供給頗ル便ナリ。且前項ニ叙述
セシ如ク三国港ニ通スル河川ノ舟便アルヲ以テ魚肥等購入ノ便鮮少ナラス

(48丁)

坂井郡

郡内三国ノ阜頭ハ北海ノ要港ニシテ越前七郡ノ咽喉ヲ扼スルヲ以テ日本海航行ノ

1888 (明治21) 年

産 米産額 比率	耕地 1 戸あたり		1 戸あたり	耕地 1 人あたり		1 人あたり
	耕地面積	耕作面積	農産収入	耕地面積	耕作面積	農産収入
%	反畝歩	町反畝歩	円錢厘	反畝歩	反畝歩	円錢厘
2.1	1.1.24	2.0.11	38. 9.1	5.29	1.0. 9	19.24.4
81.2	8.7.29	1.0.2. 6	58.96.4	1.5.18	1.8. 4	10.45.5
81.7	8.7.16	1.1.2. 4	51.61.0	1.6. 7	2.0.23	9.56.0
70.9	8.7. 1	1.1.7.26	40.72.3	1.7.18	2.3.26	8.24.0
67.4	7.8.24	9.3.17	48.76.2	1.3. 5	1.5.19	8.14.8
88.5	6.4. 4	7.6.10	46.14.8	1.2.13	1.4.25	8.95.9
83.5	6.9.11	7.5. 9	63. 8.1	1.3. 8	1.4.11	12. 5.7
77.2	6.0.10	6.5. 3	40.34.0	1.2.24	1.3.27	8.63.5
87.8	8.3. 6	9.9. 5	55.58.0	1.5. 2	1.7.29	10. 7.7
78.3	6.5.25	9.6. 9	54.11.9	1.2. 9	1.8. 5	10.20.2
83.0	6.2.12	8.6.23	44.58.8	1.2.19	1.7. 5	9. 2.3
74.1	7.6.10	1.0.9. 2	46. 0.7	1.5. 1	2.1.15	9. 7.1
77.0	7.4.22	9.3. 1	48.50.4	1.4.11	1.7.26	9.31.0
76.6	7.6.17	9.3. 7	48.64.7	1.4.19	1.7.24	9.29.3
79.4	6.6.26	9.1.27	47.76.9	1.3. 1	1.8. 3	9.40.6
76.0	7.6. 7	9.2.29	48.30.4	1.4.18	1.7.24	9.24.9
81.4	6.9.18	9.3.11	49.35.4	1.3.14	1.8. 3	9.55.1

郡を除く旧越前国、嶺南は旧若狭国に敦賀郡を加えた地域。

商船估船ノ大半ハ此ノ阜頭ニ入港シ地方ノ商況ヲ窺事ヲ常トセリ。故ニ随テ海産肥料等ノ取引頗ル多ク為メニ其価額モ他郡ニ比シ幾分ノ低減ヲ見ル。且其品物ニ匱乏ヲ訴フル等ノコトナキハ他郡ニ優ルノ幸福ナリ (65丁)

大野郡 〈事項なし〉

南条郡・今立郡

両郡ニ於テ施用スル肥料多クハ人糞及石灰ニシテ、人糞ハ武生鯖江等ノ市街アリ人口甚多クシテ之ヲ得ルノ便アリ。石灰ハ南条郡河野、宅良、南杣山、堺、王子保、茶白山ノ諸村、今立郡ノ味真野村等ニ産出スルヲ以テ之ヲ得ル事甚タ容易ナ

り。其他鯿等ハ坂井港ヨリ今立郡舟津村白川へ通スル日野川線路ニ舟楫ノ便アリ
輸入ヲ仰ク事甚タ易シ (101丁)

丹生郡〈事項なし〉

敦賀郡

本郡ニ於テハ前項に掲載セシ如ク古来ヨリ海路ノ便アリシヲ以テ北海道産出肥料
ヲ得ルニハ頗ル便ナリシニ、近年ニ至リ敦賀港ト北海道トノ航路開ケテヨリ昔日
ニ比シ一層ノ便ヲ得タリ (125丁)

三方郡

其一 北海道産出ニ係ル肥料ハ隣郡敦賀及ヒ小浜地方ヨリ容易ニ購求シ得ヘク、
其他ハ惣テ本郡ニ産出スル者ナレハ之ヲ得ル事最易シ。而沿湖地方ノ其藻ヲ採
り泥ヲ浚へ以テ肥料ニ供スルハ蓋シ本郡ノ特有トス
其二 本郡ハ水運ノ利アルニヨリ他郡ヨリ購求スル肥料等ノ運送モ亦タ此便ニ頼
ルヲ常トス (138~139丁)

遠敷郡

本郡ニハ小浜港アリテ北海道地方ヨリ魚肥ノ輸入ヲ仰クニ便ナリ (151丁)

大飯郡〈事項なし〉

福井県には、三国港、敦賀港、小浜港などの日本海沿岸海路の諸港がある。ことに三国港は「越前七郡ノ咽喉ヲ扼スル要港ニシテ該七郡ノ農産物ハ主ニ同港ヲ経テ輸出」した、「従来ニ在テハ年末ニ於テ米穀五六万石内外ヲ三国ノ倉庫ニ堆積」した港である。嶺北地方はこの三国港を經由して北海道産の魚肥が入手使用され、嶺南地方は敦賀港、小浜港を經由して同様であった。羽咋郡・吉田郡は隣接する福井市街地の人糞、今立郡・南条郡は隣接する武生・鯖江市街地の人糞の入手があり、三方郡では湖沼の藻草・泥土を肥料にするということがあがあるが、地域による大きな差異は読みとれない。

「農事調査書」における一つの大きな特長は、経営規模別農家構成、耕地規模別土地所有者構成をみることができることであるが、しかしこれは全県

一括であって郡別はない。また、自作地・小作地別耕地の記載はまったくなく、また、自作人・小作人別も全県一括はあるが郡別にはない。このように、「農事調査書」は地主制に関する統計把握は小さい。このことは『福井県農事調査』においてもそうであり、したがってこれによって地主制の展開状況を検討することはできない。他方、この年の『福井県統計書』には耕地自作地・小作地や自小作別農家数がある。第5表はそれにもとづく耕地小作地率・自小作別農家構成を示すものである。耕地小作地率は全県40.2%であるが、旧国別では越前43.4%、若狭21.3%、地帯別では嶺北43.6%、嶺南25.4%で、若狭、あるいは嶺南はきわめて小さい。農家自小作別構成については、全県は自作38.5%、自小作35.0%、小作26.5%であるが、旧国別では、越前はそれぞれ35.1%、36.1%、28.8%、若狭は57.0%、29.1%、13.9%で、越前は自作のウェイトは小さく、小作のウェイトが大きく、若狭は自作のウェイトがかなり大きく、小作のウェイトがかなり小さい。地帯別では、嶺北はそれぞれ35.2%、35.7%、29.1%、嶺南は52.9%、31.8%、15.3%で、嶺北は自作のウェイトは小さく、小作のウェイトが大きく、嶺南は自作のウェイトがかなり大きく、小作のウェイトがかなり小さい。若狭、あるいは嶺南は地主制の展開の度合は小さい。これに対して越前、あるいは嶺北においては地主制が展開しているのである。

5 「農事調査書」における農民生活の地域的状况

この「農事調査」には各郡ごとの農家・農民生活に関わる項目がある。専業農家及兼業農家ノ生活、余業ノ種類、農家労働ノ状況、などである。これらについての記述をあげよう。

福井市

専業農家及兼業農家ノ生活

本市專業農家ハ収入ノ寡少ナルニヨリ生活稍困難ナルモ、兼業ノモノハ機業ニ使役セラルト、他ニ手稼等幾分ノ収入アルヲ以テ其生活ノ狀況少シク優レリト雖家資ニ余裕アルモノハ頗ル稀ナリ

農家労働ノ狀況

本市ノ農家ハ冬季間多少ノ夜業ヲ営メトモ業務ノ繁閑ニ依リ大概日中凡ソ一時三十分位午睡スルノ習慣アリ (170丁)

足羽郡・吉田郡

專業農家及兼業農家ノ生活

兩郡ノ農家ハ專業者多クシテ商工等ノ業ヲ兼ヌルハ甚タ稀ナリ。而シテ其生計ノ狀況ハ敢テ富裕トハ稱ス可カラサルモ質素ニシテ可ナリノ生活ヲ営メリ。然レトモ小作者等ノ小農家ニ至リテハ生活頗ル困難ナリ

余業ノ種類

布紵木綿、繩、苧、草履、草鞋

農家労働ノ狀況

兩郡ニ於テハ冬間ハ農家重ニ苧・繩・草鞋等ノ余業ヲ営ミ、夏間五月頃ヨリ九月頃マテ午睡ト稱シ日中凡二時間休息スルヲ常トス (46丁)

坂井郡

專業農家及兼業農家ノ生活

大農ニ在テハ專業者ノ生活甚タ豊ナリト雖トモ中農以下ニ在テハ兼業ノモノニ非ラサレハ余裕アルモノ鮮ナシ。試ニ其例証ヲ挙クルニ郡内ニ於テ廿一年度ニ屬スル所得税納者ノ中專業農家七十六ニ對シ兼業農家ハ僅ニ二十八人ナリ。然レトモ其兼業農家ニ至リテハ多ク中農以下ノモノニ屬セルヲ以テ自カラ生活困難、家資ニ余裕アルモノ少ナシ

余業ノ種類

繩苧、木綿織物、養蚕、苧、草履、綿糸

農家労働ノ狀況

本郡農家ノ労働ハ甚タ薄ク夜業ヲ執ルモノ農家全体ノ十分ノ一ニ過キス。且ツ

四月上旬ヨリ九月下旬ニ違スル迄主従共ニ午睡ヲ為スヲ例トセリ。明治十七八年ノ頃民戸ニ論シ此悪弊ヲ矯正セシメント欲シ相互ノ申合規約ヲ結ハセタルコトアリシモ毫モ其功ヲ見スシテ依然今日ニ及ヘリ (59~60丁)

大野郡

専業農家及兼業農家ノ生活

専業農家ト兼業農家ノ生活ヲ比較スルニ敢テ格別ノ差違ナシト雖概シテ家資ニ余裕アルモノ稀ナリ

余業ノ種類

漁労，力役，雑業，木鋸，左官，博勞，炭焼，大工，桶職

農家労働ノ状況

農家労働ノ時間ハ年中通シテ昼間七八時間ナルモ婦人ハ尚夜業ヲ営ムヲ以テ男子ニ比スレハ業務繁ナリ。又春彼岸ヨリ秋彼岸マテハ正午十二時ヨリ二時間程休憩スルヲ以テ一般ノ慣習トス (77丁)

南条郡・今立郡

専業農家及兼業農家ノ生活

本郡ノ専業農家ハ収入豊ナラス生活ノ程度高カラスト雖トモ而カモ困難ヲ愴フルニ至ラス。兼業ノ者ハ商業ナリ工業ナリ他ニ幾分ノ増収入アルヲ以テ其生活ノ状況稍可ナリト雖トモ家資ニ余裕アルモノ稀ナリ。蓋シ本郡農家ハ概シテ衣食ヲ得ルニ困難ナラス。随フテ勤勉貯蓄ノ意志ニ乏シ。是レ家資ニ余裕ナキ所以ナリ

余業ノ種類

布木綿織物，苧紬，網代笠網ミ，釣柿製造，畳製造，薬草及染料ノ刈取

農家労働ノ状況

本郡ニ於テハ冬間ハ屋内ニテ夜業ヲ営ミ，夏間ハ業務ノ繁間ニヨリテ一様ナラスト雖トモ日中ハ凡ソ忒時間午睡スルヲ常トス。…… (97~98丁)

丹生郡

専業農家及兼業農家ノ生活

本郡専業農家ハ収入豊ナラス。又兼業者ハ他ニ幾分ノ収入アルニモ拘ラス何レモ生活困難ニシテ概シテ家資ニ余裕アルモノ甚タ稀ナリ

余業ノ種類

木綿織物、蚊帳並生布紵、畳表、菅笠、蓆・縄・草鞋、竹細工、炭焼樵夫、賃持農家労働ノ状況

耕農ノ就業ハ春秋ハ午前八時ヨリ午後六時ニ至リ、夏日ハ六時ヨリ午後七時ニ至ル。最夏四月中旬ヨリ八月末マテハ午後ヨリ二時ノ交午睡スル弊今モ存セリト雖四季共ニ夜業ヲ営マサルハナン。而シテ本郡ハ今ニ牛馬ヲ使用シテ耕耘スルモノナク一夫一鋤ノ力農ノミニテ耕耘労働男女共ニ劇シキ方ナリ。其他冬期早春ノ頃ハ屋内ニ於テ余業ヲ営ミ、又山間僻村ニ在リテハ晴天薄雪ナレハ薪炭ヲ燒樵シ深雪ニ至レハ之レヲ市街地ニ鬻キ、兼業者ニシテ田圃ヲ多ク作ラサルモノハ樵リ賃持ヲナン深雪ト雖怠ラサルナリ (111~112丁)

敦賀郡

専業農家及兼業農家ノ生活

本郡ノ専業農家ハ収入豊ナラス雖モ生活上著シキ困難ナク、又、兼業ノ者ハ商業ナリ工業ナリ之ヲ営ムヲ以テ他ニ幾分ノ増収アルカ如クナレトモ其収入タルヤ実ニ微々タルモノニシテ生活ノ状況概シテ専業者ト優劣ナク家資ニ余裕アルモノ殆ント稀ナリ

余業ノ種類

縄・蓆製造、漁業、炭焼、石灰焼、養蚕、瓦焼、草履・草鞋、製塩

農家労働ノ状況

本郡ニ於テハ冬春ノ間ハ屋内ニテ夜業ヲ営ム者多ク、夏ハ田野ニ執業中ハ午前ニ二回、午後ニ二回、各二十分乃至三十分休憩。尚日中凡二三時間休息（午睡スルノ類）スルヲ常トス (123丁)

三方郡

専業農家及兼業農家ノ生活

本郡ハ人口ニ比シ耕地多カラサルニヨリ土地ノ所有片偏セス、故ニ専業農家ト

雖トモ農産収入一般ニ豊饒ナラサルニ拘ハラス生活ハ却テ容易ナリ。而テ專業農ニシテ養蚕若クハ製茶ヲ兼ヌル者ハ最生計ノ上位ヲ占ム。又商業ナリ工業ナリ他ニ兼業アルモノニ至テハ其生計特ニ可ナルモノアリ。然レトモ家資ニ余裕アルモノハ凡ヘテ稀ナリ

余業ノ種類

繩筵製造業，紡績・機杼職

農家労働ノ状況

本郡ニ於テハ冬間ハ屋内ニテ昼夜トナク男子ハ専ラ藪仕事，婦女ハ紡績機杼等ノ業ヲ営ミ，又春期（八十八夜）ヨリ秋季（二百十日）マテノ間ハ日中凡ソ一二時間昼寝スルヲ常トス (136丁)

遠敷郡

專業農家及兼業農家ノ生活

本郡ノ專業農家ハ収入豊ナラサルモ又不足ト云フニアラス。随テ生活ノ状況中等ナリ。又兼業者ニ於テハ他ニ幾分ノ収入アルヲ以テ其生活概シテ可ナリ

余業ノ種類

養蚕，筵，麻糸，呉座，繩

農家労働ノ状況

本郡ニ於テハ四季ノ別ナク午前午后トモ業務ノ間ニ通常一時間斗リ一度多キハ二度休息シ，夏間ハ日中凡三時間余休息スルモ，夜業ハ休日ヲ除クノ外終歲営マサル事ナシ (148~149丁)

大飯郡

專業農家及兼業農家ノ生活

本郡ノ專業農家ハ収入豊饒ナルモノ多カラス，下等ノ生活ヲ為スモノ多シ。兼業者モ亦然リ

余業ノ種類

漁業，炭焼業，石灰製造業

農家労働ノ状況

本郡農家ハ春季ヨリ秋季マテ日中凡二三時間昼寝スルヲ常トス。冬季夜間ハ主トシテ翌年中ノ農作準備ヲナセリ。或ハ草履・草鞋・縄等ヲ作り或ハ蓆ヲ織リ、或ハ俵ヲ編ムモノアリ (160~161丁)

以上の記述から、農家の生活は専業兼業を問わず、多くは生活に余裕のないこと、さまざまな余業によって生計が支えられていること、その余業は地域によって相違があり、各地の特色があること、などということが判明する。

ことに注目に値するのは、坂井郡についてのつぎの記述である。

多くを占める兼業農家は、「多く中農以下ノモノニ属セルヲ以テ自カラ生活困難、家資ニ余裕アルモノ少ナシ」「本郡農家ノ労働ハ甚タ薄ク夜業ヲ執ルモノ農家全体ノ十分ノ一ニ過キス」とあったが、さらに、「郡内ノ欠点スルモノ」としてつぎのように記している。

農民ノ其業務ニ勉強セサル事

本郡ハ県下第一ノ大郡ニシテ古来ノ草高拾八万四千九百六拾壹石ト称シ現ニ拾壹万貳千四百四十六石ノ石高アリ。故ニ農家割当ノ耕地置シカラス。且土壌肥沃灌溉ノ便頗ル宜シキヲ以テ農家ハ甚タシキ労力ヲ費サシテ相応ノ収利アリ。且仏法ヲ偏信ス。於是乎風俗甚タ悪シカラスト雖トモ動モスレハ彼ノ約束ニ拘泥シ甚タ活発ノ氣象ニ乏シク且ツ多少名誉ニ狂奔スルノ傾キナキ能ハス。又其ノ勤怠ノ点ニ至リテハ其ノ労力ヲ費スノ薄クシテ生活ヲ為シ得ラルノ習慣自然ニ天性ヲ馴致シ勤儉勉強ノ風頗ル薄ク夜業等近時ニ至ルマテハ殆ント絶無ノ姿ナリシ (63丁)

怠惰な農民が強調されている一文であるが、しかしここには水田単作地帯における農家の農外就業の機会が十分でないことが示されているように読み取ることができる。余業欄には、「縄蓆、木綿織物、養蚕、苧、草履、綿

糸」と稲藁加工に木綿織物、養蚕、苧縵、紡糸があげられているが、後に広汎に展開する羽二重生産＝絹織物業を彷彿させる記述はない。時恰も、坂井郡において後に小工場に多くはつながる機業場が小地主層の資金投下によって設立され、わが国で最も発展的な織物業地帯となっていく。⁽¹⁵⁾すでにみた豊富な農家労働力にもかかわらず就業機会の少ないこの地方に農村織物業が展開する一つの条件が具わっていることをみることができるのである。

註

- (1) 農政調査委員会『体系農業百科辞典 第V巻』同会 1965年 713～714ページ。
- (2) 福井県編『福井県産業概要』1914年 13～15ページ。
- (3) 『第36次農商務統計表』による。
- (4) 神立春樹『明治期農村織物業の展開』1974年 東京大学出版会。
- (5) 山田盛太郎『日本資本主義分析』1934年 岩波書店 241ページ（岩波文庫版）。
- (6) (1)と同一書。
- (7) 福井県統計課編『昭和18年度福井県の農業』1979年 福井県発行。
- (8) 『明治前期産業発達史資料 第1集』1959年 明治文献史料刊行会 所収。
- (9) 日本農業発達史調査会『日本農業発達史 第10巻』1958年 中央公論社 所収。
- (10) 農林大臣官房統計課編『明治二年以降農林省統計関係法規輯覧』1932年 東京統計協会 148ページ。
- (11) 大橋博「解題『農事調査』様式・書式・要項・調査表・他』『明治中期産業運動資料 第18巻 農事調査 様式・書式・要項・調査表・他』1979年 日本経済評論社。
- (12) 『第5回福井県勸業年報』による。
- (13) 山口和雄『明治前期経済の分析』1956年 東京大学出版会 第7表による。
- (14) 安良城盛昭「地主制の展開」『講座日本歴史 16』1956年 岩波書店 第2・25表による。
- (15) (4)と同一書を参照。